

令和5年5月2日

保護者各位

幼保連携型認定こども園
西田地方保育園
園長 細川 優子

新型コロナウイルス感染症やその他の感染症等に対する園の対応について

ご存じのとおり、令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症がインフルエンザ等と同じ「5類感染症」に位置付けられます。これを踏まえ、次のとおり対応していくことをご知らせいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の取扱いについて

(1) 園児が感染した場合

発症日を0日目として、5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで出席停止とします。なお、5日目以降も症状が続いている場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度経過するまでは、同様に出席停止とします。

今後、児童の登所（園）再開にあたり医師の意見書、保護者の治癒報告書の提出等が必要となった場合には、ご連絡いたします。

(2) 園児の家族等が感染した場合

同居の家族（保護者・きょうだい等）が新型コロナウイルス感染症と判明した場合であっても、園児に体調不良が認められない場合は、登園していただいて構いません。

2 保育所等におけるマスクの着用について

(1) 園児について

いままで同様、マスクの着用は求めません。

なお、基礎疾患がある等の様々は事情により、保護者が園児へのマスク着用を希望する場合は、適切な配慮をお願いします。

(2) 保護者について

送迎時や行事におけるマスク着用は個人の判断に委ねます。

(3) 職員について

原則として職員個人の判断に委ねるとし、個人と家庭の状況により個々で決めていきます。

職員は、3年間にわたり、園が感染の場となる不安、保護者の皆様や子ども達にご迷惑をおかけする不安を感じ続けてきましたので、行動制限がなくなるからと言って急にマスクを外すことは難しい点をご理解のうえ、保護者の方におかれましては、個々に詮索や意見などなさいませぬようお願いいたします。

3 その他

- ・保育園でのお子さんの体調がいつもと違う時には、こまめにお伝えいたしますので、必要に応じて対応をお願いいたします。
- ・各種の感染症に罹患した場合は、園にお知らせください。
- ・体調が悪い時は、保護者の方もお子さんも無理せず休みましょう。職員も休みます。
- ・園では、感染症全般の予防のため、定期的な換気、職員も子どもも手洗いの徹底、感染症に応じた消毒等の感染予防対策は継続してまいります。ただし、新型コロナウイルス感染症に関連して行ってきた過剰な対策はやめてまいります。（例：黙食、パーテーション使用等）

以上